

## 川口市附属機関等の委員の公募に関する要綱

平成19年3月12日 市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、川口市市民参加条例（平成24年条例第16号。以下「参加条例」という。）第18条第1項の規定に基づき、附属機関等の委員の公募に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募の原則)

第2条 附属機関等の委員（以下「委員」という。）の選任に当たっては、参加条例第18条第1項の規定に基づき、可能な限り市民から公募しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、公募しないことができる。

- (1) 緊急又は迅速に設置することを要する場合
- (2) 審議の内容が、川口市情報公開条例（平成12年条例第49号）第7条各号に規定する非公開情報に係る事案である場合
- (3) 法令等の規定により委員の資格等が定められており、公募により委員を選任する余地のない場合
- (4) その他極めて専門的な知識を要するなど、委員を公募することが適当でないと認められる場合

(公募委員の割合)

第3条 公募により選任する委員（以下「公募委員」という。）の割合は、委員の定員又は総数のいずれか多い方の数に対して1割以上となるよう努力するものとし、公募委員の人数は、附属機関等の庶務を所管する課、室又は所（以下「所管課等」という。）が附属機関等の設置の趣旨及び審議の内容に応じて定めるものとする。

(応募者の資格)

第4条 公募に応募することができる者の資格は、所管課等が附属機関等の設置の趣旨及び審議の内容に応じて定めるものとする。

(公募の方法)

第5条 委員の公募に当たっては、公募を開始する日以前に次に掲げる事項について記載した、パンフレット等を市政情報コーナーで閲覧に供するほか、広報かわぐち、市ホームページに掲載する方法等を活用し、周知するものとする。

- (1) 附属機関等の名称、募集の趣旨
- (2) 審議する事項及び委員の職務
- (3) 公募委員の人数

- (4) 委員の任期
- (5) 応募の資格
- (6) 応募の方法
- (7) 応募の期間
- (8) 選考の方法
- (9) 委員の報酬
- (10) 問い合わせ先
- (11) その他、周知することが必要と認められる事項

2 公募の期間は30日以上とする。

(応募の方法)

第6条 公募委員の応募の方法は、応募に関する申込書を前条第1項第7号の期間中に提出することにより行うものとする。

(選考の方法)

第7条 公募委員の選考の方法は、申込書、小論文等による書類選考、面接、抽選等のうちから附属機関等の設置の趣旨及び審議の内容を考慮して所管課等が定めるものとする。

2 所管課等は、公募委員の選考の基準を定め、公募委員の選考に当たっては、公正の確保及び透明性の向上に努めなければならない。

3 所管課等は、公募委員の選考のための委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

4 委員会は、第2項の規定により定めた基準に基づき公募委員を選考するものとする。

5 選考の結果については、選考後速やかに、応募した者に通知するものとする。

(任期等)

第8条 公募委員の任期は、公募以外の方法により選任した委員の任期と同様とする。

2 公募委員の再任はできないものとする。ただし、別に市長が定める場合は、この限りでない。

(所管課等の作業)

第9条 所管課等は、第2条の規定を勘案して委員の公募を行うことの適否を決定し、公募を行う場合は次に掲げる事項等を要領に定めて、公募の事務を行うものとする。

- (1) 公募の趣旨
- (2) 公募委員の人数
- (3) 応募の資格
- (4) 応募の方法

- (5) 応募の申込用紙その他公募に必要な書類の様式
- (6) 公募を市民に周知する方法及び周知する事項
- (7) 選考の方法
- (8) 公募委員の失職
- (9) 第5条第1項各号に規定されている事項のうち必要と認められる事項  
(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、公募に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、同年10月1日以後委員の改選がある附属機関等から適用する。

附 則（平成22年4月1日）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月1日）

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。